

○茅野市農業研修者育成支援事業給付要領

平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

(趣旨)

第 1 この要領は茅野市農業振興ビジョンに基づき、新規就農者の確保と育成を促進し、市内農業の担い手確保を目的とした農業振興を図るため、新規就農に向けて研修を受ける者に対し、農業従事前の研修期間に対する費用の助成を目的として、茅野市農業研修者育成支援事業給付金（以下「給付金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第 2 給付金の給付対象者は、市内に住所を有する 55 歳未満の者（常勤（週 35 時間以上で継続的に労働するものをいう。）の雇用契約を結んでいる者を除く。）で、次のいずれかの研修を通算して 1 年以上受ける者とし、かつ、当該研修を終了後、速やかに市内で就農し、認定農業者又は認定新規就農者の認定を受け、5 年以上農業に従事する者とする。

- (1) 家業の農業の継承を目的として受ける農業研修で、長野県の農業人材力強化総合支援事業等に掲げる、県の定める研修機関において受ける研修
- (2) 長野県里親制度に基づいて行われる研修で、研修時間が年間で概ね 1,200 時間以上であるもの
- (3) 茅野市長が認める研修先及び農家等で受ける任意研修

(給付金額)

第 3 給付金の額は、月 2 万円とし、農業人材力強化総合支援事業実施要領（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営 3543 号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要領」という。）別記 1 第 4 の 1 の農業次世代人材投資資金（準備型）の交付を受けている者も同額の受給が出来ることとする。

(給付期間)

第 4 給付期間は、第 2 各号の研修期間中とし、半年毎の実績報告を確認した後、申請月まで遡り給付する。ただし、2 年間を給付期間の限度とする。

(給付申請書等)

第 5 給付金の給付を受けようとする者は、茅野市農業研修者育成支援事業給付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、国の実施要領別記 1 第 4 の 1 の農業次世代人材投資資金（準備型）の交付を受けている場合の添付書類は、当該給付金の申請にかかる研修計画の写し及び研修計画の承認通知の写しとする。

- (1) 研修の内容（研修期間、研修先、研修の目的、作業内容）がわかる書類
- (2) 履歴書（家族の状況が記載されているもの）

(3) 退職証明書等、雇用契約を結んでいないことがわかる書類
(給付決定通知書)

第6 市長は申請に基づき、その内容を審査し、適当と認めたときは、茅野市農業研修者育成支援事業給付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
(給付請求書)

第7 給付金の給付を請求しようとするときは、茅野市農業研修者育成支援事業給付金請求書（様式第3号）に研修の実績がわかる書類を添えて市長に提出するものとする。
(研修の休止、中止等)

第8 給付金の受給者（以下「受給者」という。）は、病気や災害等のやむを得ない事由により研修を休止又は中止しようとするときは、茅野市農業研修者育成支援事業休止（中止）届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、休止又は中止の事由がわかる書類の提出を求めることができる。

2 休止の届出をした受給者が研修を再開する場合は、茅野市農業研修者育成支援事業再開届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
(決定の取消し)

第9 市長は、受給者が次のいずれかに該当するときは、給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 研修が適切に行われていないと市長が判断したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により給付金を受給したとき。
- (3) 給付金の給付に関し、給付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(給付金の返還)

第10 市長は、給付金の給付の決定を取り消した場合において、既に給付金が給付されているときは、給付期間全額の返還を求めるものとする。
(延滞金)

第11 受給者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(立入検査等)

第12 市長は、給付金に関し、必要があると認めるときは、受給者に対して報告を求め、又は市長が指定する職員にその研修場所に立ち入らせ、研修状況を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補則)

第13 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は公表（HP 掲載）の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。